

宮崎ガスでんき申込書（電気需給契約申込書）【業務用】

重要事項説明書 **本書面の内容を十分にお読みください。**

本書面は、お客さまが宮崎ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に電気需給契約（以下「電気の契約」といいます。）をお申込みいただくにあたり、当社が電気を販売する時の供給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

なお、電気の供給条件等の詳細は、電気需給約款、付帯メニュー定義書、料金メニュー定義書、個人情報の取扱いについてに定めています。これらは、当社ホームページ（<https://www.miyazakigas.co.jp>）でもご確認いただけます。

1. はじめに

- ・宮崎ガス株式会社（住所：宮崎県宮崎市阿波岐原町野間3 1 1 番地1、登録番号 A0258）が小売電気事業者として、お客さまへ電気の供給を行います。
- ・電気の契約は、お客さまからのお申し込みを受け当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
- ・ご契約いただく電気料金メニューや契約容量、契約電力等（契約容量（kVA）、契約電力（kW））は、お客さまにお申込みいただいた内容を適用させていただきます。

2. お問い合わせ窓口、お問い合わせ時間帯

- ・宮崎ガス株式会社（登録番号 A0258） 電力事業部
- ・電話番号 0985-39-3571 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- ・メールアドレス mg.denki@miyazakigas.co.jp
- ・休業日 土曜日、日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日、5月1日、8月13日、8月14日、8月15日、12月30日

3. お申し込み方法

- ・店頭または郵送による申込書の授受、書面の取り交わしにより申し込みを受け付けます。

4. 供給開始の予定年月日

- (1) 当社は、お客さまとの電気の契約が成立したときには、供給開始に必要な手続を経たのち、供給開始日より電気を供給します。この場合の供給開始予定日は、以下のとおりとし、供給開始後に改めて書面にてお知らせします。

スマートメーターが設置されていない場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2日を加えた日以降に到来する最初の検針日

スマートメーターが設置されている場合：お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して9日目以降に到来する最初の検針日

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電等の事情によるやむをえない理由によってあらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合は、その理由をお知らせし、改めてお客さまと協議のうえ、供給開始予定日を定めて電気を供給します。

5. 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法など

- ・当社は、一般送配電事業者にて計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算します。電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額の合計額とします。詳細は、当社ホームページ（<https://www.miyazakigas.co.jp/denki>）をご確認ください。
- ・当社は、燃料調整額に上限を設けていません。
- ・料金の算定期間は、託送約款等に定める計量期間および検針期間等（以下「計量期間等」といいます。）といたします。また、お引越等により、計量期間等が当社が定めた期間に満たない場合、日割計算を行います。

6. 工事費用等

- ・お客さまが契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加される場合で、これにともない供給設備等が新たに施設される場合、またはお客さまの希望によって供給設備を移設変更する場合等において、当社が一般送配電事業者へ工事費等の負担を求められた場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。その他お客さまが電気を不正に使用した際は、一般送配電事業者が請求する違約金についても同様に、お客さまへ請求します。

7. 契約容量（kVA）、契約電力（kW）、供給電圧（V）および周波数（Hz）

- ・契約容量は6kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であること、または契約電力は1kW以上であり、かつ、原則として50kW未満であることといたします。
- ・供給電圧は、100V、200V、100V/200Vのいずれかとし、周波数は60Hzとします。

8. 支払方法

- ・電気料金は、口座振替、もしくはクレジットカード払いのいずれかの方法により、お支払いいただきます。
- ・宮崎ガスのガス料金をお支払いいただいているお客さまは、原則として同じ支払方法とさせていただきます。
- ・宮崎ガスのガス料金のお支払いに払込票を選択中のお客さま、新たに電気の契約をされるお客さまは、口座振替によりお支払いいただきます。
- ・宮崎ガスのガス料金のお支払いにクレジットカード払いを選択中のお客さまの場合、電気のお支払いに選択できるクレジットカードはガスのお支払いと同じクレジットカードとなります。
- ・クレジットカードの有効期限が更新された場合は当社へご連絡ください。
- ・クレジットカード払いはご家庭で使用する場合のみ、選択いただけます。

9. 電気の供給に関するお客さまのご協力のお願い

- ・電気の供給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それにとともに、当社または一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ① お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
 - ② 電気の供給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
 - ③ お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
 - ④ お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
 - ⑤ 電気工作物に異状もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

10. 適用期間および更新について

- ・電気料金メニュー適用期間は、以下の通りです。

ひむかビジネスプラン、ひむか動力プラン・・・供給開始日から、1年目の日が属する月の計量日の前日（満了日）までとなります。

満了日の属する月の前月の1日から15日までに変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその1年目が属する月の計量日の前日まで継続され、以後これになります。

11. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・契約の変更およびお引越し（転居）に伴う解約については、当社お問い合わせ窓口までご連絡ください。
- ・他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。

1 2. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約に伴う費用

- ・お客さまの申し出により、1年を経過する日より前に電気の契約を解約する場合において、一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、お客さまは、当社の請求に応じ、当該精算金額に相当する金額およびその支払いに必要な手数料を当社に支払うものとします。

1 3. 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書を変更する場合があります。その場合には、あらかじめ当社ホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。
- ・お客さまと当社とのこれまでの契約状況により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から電気の契約を解約することがあります。
- ・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から電気の契約を解約することがあります。
- ・当社から電気の契約を解約する場合には、原則として15日前までに当社所定の方法によりお客さまへ通知します。

1 4. クーリングオフについて

- ・お客さまが、訪問販売や電話勧誘でお申し込み（またはご契約）された場合、お客さまはその内容を記載した書面（宮崎ガスでんき申込書の「お客さま控え」）を受領した日を含む8日間は、書面または電磁的記録によりお申し込みの撤回（契約成立後は契約の解除）をすることができ、その効力はお客さまが書面または電磁的記録を発信したときに生じます。なお、お申し込みを撤回された際に、従前供給を受けていた小売電気事業者との需給契約が解除されている場合は、お客さまは新たな小売電気事業者と契約をしていただく必要があります。

1 5. ポータルのご登録について

- ・原則、電気に関しまして紙面での検針票（電気のご利用明細）、請求書、領収書の発行は行わないため、当社の電気をご契約のお客さまには当社のポータルに登録していただきます。ご登録が完了後、ポータルより電気のご利用明細、請求書（インボイス対応）発行、その他のお手続きが可能となります。
- ・現在宮崎ガスのガスをご利用のお客さまは、ポータル登録後、ガスのご利用明細等についてもポータル上でのご確認となります。紙の検針票は発行されなくなりますので、ご了承ください。（宮崎液化ガスのお客さまはこれまで通り検針票が発行されます。）

1 6. その他

- ・現在ご契約中の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- ・当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む当社とその他の契約の料金を、支払期限日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、電気の契約のお申し込みの全部または一部を承諾できない場合があります。